梅花女子大学 心理こども学部心理学科および 大学院心理臨床学専攻修了生の公認心理師受験資格について

2017年9月15日の公認心理師法の施行を受け、本学でも公認心理師カリキュラムに対応 しています。その中で修了生・在校生の皆様より受験資格などについてのお問い合わせを 色々と頂いておりますので、以下のようにご説明申し上げます。

- 1.公認心理師受験資格区分(各行のA~Gは、図1に対応)
- (1)公認心理師法 第7条該当者
- ①Aルート:学部で指定の科目を修めて卒業→大学院で指定の科目を修めて修了した者
- ②Bルート:学部で指定の科目を修めて卒業→一定期間の実務経験を積んだ者 ※A,B とも本学の場合 2018 年度以降大学入学者対象
- ③Cルート: ①or② と同等と認められた者
- (2)公認心理師法 附則第2条第1項該当者
- ④Dルート:第1号

施行日前に大学院の課程を修了した者であって、定められた科目を修めた者 ※本学の場合2017年3月以前の修了者対象

⑤Dルート:第2号

施行日前に大学院に入学した者であって、定められた科目を修めて修了した 者 ※本学の場合Dルート第1号を除く2017年4月以前の大学院 入学者対象

※大学院の指定の科目読替一覧は表1

⑥Eルート: 第3号

施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者(あるいは履修中)であって、施行日以後に大学院において法第7条第1号の省令で定める科目を修めてその課程を修了したもの

※本学の場合2017年4月以前に大学に入学し、かつ、2018 年4月以降大学院入学の者対象

⑦Fルート:第4号

施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者(あるいは履修中)であって、法第7条第2号の省令で定める施設において同号の省令で定める期間以上法第2条第1号から第3号 までの業務に従事したもの

※本学の場合 2017年4月以前大学入学者対象

E・Fはすでに卒業したもの、あるいは現在、学部在学中で、これから卒業して大学 院・実務経験に入っていく人のことを指しています。

※学部の指定科目読み替え一覧は表2

しかし、このFルートについては、「実務経験」の施設について、かなり厳しい限定が課されており、実質的に、現時点での実務経験は、認められない可能性が高いと思われます。

Fルートの実務経験の施設として「第7条第2号の(文部科学省令・厚生労働省令で定める)施設」とあります。これはBルートに関する経過措置です。Bルートの実務経験の施設として、「Aルートと同等以上(つまり大学院における実習と同等以上)の専門的な知識及び技能を習得させるものとして、主務大臣が認める施設(抜粋して記載)」とあります。現在全国でも数か所しか認可されておりません(厚労省 HP 公認心理師法第7条第2号に規定する認定施設 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000210738.html をご覧になってください)。よって、おそらく、これまでの勤務経験が、Fルートの実務経験として認められることはないであろうと考えられます。

学部・大学院を修了し、現に実務を行っている方々の「経過措置」は、Gルート(実務経験 5年+講習会)の他は、Dルートしかない可能性が高いです。Dルートが難しい場合には、Gルートでの受験を検討なさる方が、現状では現実的であるように思われます。しかし、今後 B,F ルート対応の施設が次々と設置されていく可能性もあると思われますので、そこについては期待したいところであります。

- (3) 公認心理師法 附則第2条第2項該当者
- ⑧Gルート:施行の際、現に公認心理師法第2条に掲げる行為を業として行っている者で
- (1)講習会を受講した者
- (2)5年以上の実務経験がある者

いわゆる「現任者」枠

※省令で定める施設での5年間の実務経験後講習会の受講。

5年間常態として週1日以上の実務経験。施設の代表者による証明書の提出が必要。ボランティアであっても施設代表者が反復継続意思を持って従事するボランティアを実務経験として認めるなら実務経験として捉えてよい。

2.どのルートに適合しているかの判断

現任者向け講習会を受けるどうかについて、現時点で要件を満たしているか否かについては、大学教務部発行の成績証明書にて、各自添付の読替科目の単位を取得しているかどうかで判断。成績表が手元にある人はそれで照合。

ただし、実際に受験する際には、各自で要件を満たしていると判断して受験申請するのではなく、受験時に大学に要件確認の申請が必要。

- 3.経過措置で受験資格を得る場合、試験を受けられるのは法律の施行から5年以内という制限があるのはGルートの現任者枠だけ。
- 4.現任者講習会そのものはGルート該当者しか受けられないということはない。また、現任者講習会は一度受講すれば法施行後の5年間有効。
- 5. その他公認心理師関連について厚労省 HP にて最新情報をチェックしておいてください。

公認心理師の資格取得方法について

図1.(公認心理師現任者講習会受講申込案内より)

http://certified.shinri-kenshu.jp/support/seminar.html

公 認心理師資格 (登録) _--**∱**-----理 師 試 験 心 В₫ С D E/ G/ 講習の受講 施行前に大学院 において省令で 定める科目を履修 省令で定め 省令で定める 大学院において 施行後に大学院 る期間 省令で定める 期間 第1号及 び第2号 定める科目を履修 の実務経験 の実務経験 科目を履修 (又は履修中) と同等以 上の知識 及び技能 を有すると認定さ 4年制大学に 実務経験5年 4年制大学にお おいて省令で 施行前に、4年制大学にお いて省令で定め れた者 定める科目 いて省令で定める科目を履 る科目を履修 を履修 修 (又は履修中) 経過措置 経過措置※ 第7条第2号※ 第7条第3号 【附則第2条第1項 (附則第2条第1項第3号及U第4号) (附則第2条第2項) 【 第7条第1号※ 第1号及び第2号)

※該当条文に基づく受験資格取得者に「準ずるもの」を省令で定めることとされている。

表1 梅花女子大学大学院 心理臨床学専攻 公認心理師対応 修了生向け科目読替表

		公認心理師科目	本学読替授業科目名	受験資格要件
I	1	保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神医学特論、心身医学特論	I (①~⑤):主な職域における、心理に関する相談、
	2	福祉分野に関する理論と支援の展開	障害児(者)心理学特論	助言、指導その他の援助に 関する科目→①精神医学 特論あるいは心身医学特
	3	教育分野に関する理論と支 援の展開	学校臨床心理学特論	論を含む3科目以上相当を
	4	司法・犯罪分野に関する理論 と支援の展開	該当なし	
	5	産業・労働分野に関する理論 と支援の展開	社会心理学特論	
п	6	心理的アセスメントに関する 理論と実践	臨床心理査定演習 I	Ⅱ(⑥~⑨):心理状態の観 察及び分析並びに心理に
	7	心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特論 I	関する相談、助言、指導その地の揺曲などについての
	8	家族関係・集団・地域社会に おける心理支援に関する理論 と実践	家族心理学特論	の他の援助などについての 理論に関する科目→⑥~ ⑨のうち2科目以上に相当
	9	心の健康教育に関する理論と実践	発達心理学特論	. する科目を修める
Ш		心理実践実習	臨床心理地域援助学演習·医療 領域 臨床心理地域援助学演習·福祉	Ⅲ(⑩):実習科目→相当す る科目を収める(時間は問 わない)。本学設定の4科目
	10		領域 臨床心理地域援助学演習·学校	の実習いずれか一つでも良い。
			領域 臨床心理実習 I	※臨床心理実習 I は臨床 心理実習でも可

		新カリキュラム	旧カリキュラム	備考
	1	公認心理師の職責		
	2	心理学概論	心理学概論A	I(②~⑥):心理学基礎科目 →3科目以上相当を修める
	3	臨床心理学概論	心理学概論B	
I	4	心理学研究法	心理学研究法	
1	5	心理学統計法 I	心理統計学 I	
	6	心理学実験A	心理学実験A	
	6	心理学実験B	心理学実験B	
	7	知覚·認知心理学	学習と認知	II (⑦~③):心理学の基本的理論に関する科目 →4科目以上相当を修める
	8	学習·言語心理学	動物の知性	
	9	感情·人格心理学	パーソナリティ心理学	
П	10	神経·生理心理学	脳と心	
п	11	社会·集団·家族心理学	コミュニケーション心理学	
	12	発達心理学 I	発達心理学1	
	12	発達心理学Ⅱ	発達心理学2	
	13	障害者・障害児心理学	発達支援	
	14	心理的アセスメント	心理テスト入門	Ⅲ(⑭、⑮、⑭及び⑮):心理状態の観及び分析並びに心理に関する相談、目言、指導その他の援助などについての基本的理論及び実践に関する科目 →2科目以上相当を修める。ただし⑮いついては時間を問わない。
	15	心理学的支援法	カウンセリング	
Ш	24	心理演習		
	25	心理実習A		
	25	心理実習B		
	16	健康·医療心理学	健康心理学	IV(値~⑩):主な職域における心理学 関する科目 →2科目以上相当を修める。(ただし、(を心理学関連科目(V)として修める場合、主な職域における心理学に関する 目(IV)として①~⑪から2科目以上を める)
	17	福祉心理学	援助行動の心理学	
IV	18	教育·学校心理学	スクールカウンセリング	
	19	司法·犯罪心理学	犯罪・非行の心理	
	20	ビジネス学(産業・組織心理学)	ビジネス学	
v	21	肢体不自由者の心理・生理・病理 (人体の構造と機能及び疾病)	肢体不自由者の心理・生理・病理	V(②、②):心理学関連科目 →②又は②に相当する科目を修める(に相当する科目を修めた場合も可)
	22	精神疾患とその治療	精神医学	

6.公認心理師試験 修了証明書・科目履修証明書申し込みについて

23 関係行政論

対象者: 2017 年 9 月 15 日以前に本学学部あるいは大学院に学し、表 2 ・表 3 の科目読み替え表による対応科目をすべて修得して、現在修了している方(D,E,F ルート)。

・証明書申し込み先:証明書発行サイト http://www.baika.ac.jp/alumni/certificate/

梅花女子大学ホームページの「卒業生の方へ」→「各種証明書の発行について」→証明書申込書の「その他」にチェックし、「その他」欄に「公認心理師試験 修了証明書・科目履修証明書」と記載(問い合わせの必要はない)→この用紙と身分証明書のコピー、発行手数料、返信用切手を同封し、本学に送付してください。代金は200円です。